

伊那市空家等対策協議会 議事概要			
開催年月日	令和6年 2月20日(火)	回数	第9回（令和5年度第1回）
開催時刻	午前10時 ～ 午前10時45分		
場所	伊那市役所2階 第2委員会室		
出席者	【伊那市空家等対策協議会委員】 委員 市長（代理：建設部長）、三澤 毅、小林雄二、中山 昭 守屋勝好、中山幾雄、中村和史、太田明良、大村裕一 飯島裕一郎、大瀬木恵一、矢澤秀樹 事務局 管理課		
欠席者			
議 事 概 要	1 開会 2 あいさつ 会長 3 協議・報告事項 （1） 特定空家等の指定について説明：事務局 【質疑等】 （委員）現地詳細調査の結果による判定順位が低い空き家が指定の候補に上がっている理由はなにか。 （事務局）周辺住民からの苦情と現地の状態から判断した。 （委員）空き家を市が解体した場合、解体後の費用の回収方法は。 （事務局）代執行後に所有者に対し、解体費用を請求することになる。所有者が特定出来ない空き家については、裁判所を通じて手続きを進めていくことになる。 （委員）危険性の高い空き家について、緊急的に対応できる法的措置はあるか。 （事務局）空家等対策の推進に関する特別措置法の改正により、緊急代執行が認められた。 （委員）特定空家候補の17物件は現状にあわせて、再度調査を行ったほうがよいのでは。 （事務局）再度調査を行うこととしたい。 （2） 特定空家等の対応状況について説明：事務局 （委員）建物の耐震補強は無理だと思われるので、解体が望ましい。 （3） 空家等対策の推進に関する特別措置法の改正について説明：事務局 【質疑等】		

	(委員) 法改正に基づいた、市の対応策は。 (事務局) 管理不全空家に対し、指導勧告が可能になった。具体的事例が示されれば対応していく。 (委員) 固定資産税の特例解除について、市の考え方はいかがか。 (事務局) 危険な管理不全空家に対して特例解除をすることができるが、国で定めたガイドラインに基づき、判断していく。 (委員) 財産管理人を選任し、空き家を除去した場合の費用の負担について。 (事務局) 所有者が不明な場合、解体費用は市の負担となる。 (4) その他 法改正に伴う協議会条例の改正、空き家チラシほかについて説明：事務局 4 その他 5 閉会
--	---